入国審査官（広島入国管理局長）に昇任させる　増原　光
（入国者収容所東日本入国管理センター所長）同　志々岐　剛
入国審査官（高松入国管理局長）に昇任させる　山中　政法
（法務省入国管理局警備課長）
入国審査官（福岡入国管理局長）に昇任させる　山西　秀明
（入国者収容所西日本入国管理センター所長）同　福山　宏
東京入国管理局成田空港支局長に転任させる　那覇　保護観察所長に昇任させる　嘉屋　進
（高松保護観察所企画調整課長）
大分保護観察所長に配置換する　香月　隆光
（高知保護観察所長）同　小松　茂樹
熊本保護観察所長に昇任させる　香月　隆光
（福岡保護観察所北九州支部長）
長崎保護観察所長に配置換する　河野　晋一
（鳥取保護観察所長）同　竹中　由貴
佐賀保護観察所長に昇任させる　竹中　由貴
（中部地方更生保護委員会事務局更生保護調査官）同　高知保護観察所長に昇任させる　春本　光行
（大阪保護観察所企画調整課長）
徳島保護観察所長に昇任させる　村田　朗
（福岡保護観察所首席保護観察官）同　松田　秀文
山口保護観察所長に配置換する　西村　公雅
（長崎保護観察所長）同　広島保護観察所長に配置換する　伊達　泰裕
（大阪保護観察所堺支部長）同　岡山保護観察所長に昇任させる
（外務省在ハバロフスク日本国総領事館総領事）外務事務官　札幌入国管理局長に昇任させる　佐藤　義一
入国審査官（仙台入国管理局長）に転任させる　沖　貴文
（法務省入国管理局在留課）　沖松　正則　斎藤　清彦
入国審査官（名古屋入国管理局長）に昇任させる　増原　光
（法務省入国管理局総務課出入国情報管理室長）同　矢羽田　久昭
入国審査官（広島入国管理局長）に昇任させる　志々岐　剛
（入国者収容所東日本入国管理センター所長）同　山口保護観察所長に配置換する　松田　秀文
入国審査官（高松入国管理局長）に昇任させる　西村　公雅
（法務省入国管理局警備課長）
入国審査官（福岡入国管理局長）に昇任させる　山中　政法
（大阪入国管理局次長）入国審　福山　宏
東京入国管理局成田空港支局長に転任させる　安田　眞敏
（仙台入国管理局次長）同　東京入国管理局羽田空港支局長に転任させる　三浦　ちこ
（大阪入国管理局神戸支局長）
東京入国管理局横浜支局長に配置換する　米田　孝之
（東京入国管理局成田空港支局次長）同　名古屋入国管理局中部空港支局長に昇任させる　江口　隆徳
（名古屋入国管理局中部空港支局局長）同　大阪入国管理局関西空港支局長に配置換する　渡邉　昇
（名古屋入国管理局総務課長）
入国審査官（大阪入国管理局神戸支局長）に転任させる
（東京入国管理局横浜支局長）
法務事務官（入国者収容所東日本入国管理センター所長）に転任させる（以上四月一日）
（関東地方更生保護委員会委員）　菓子野　廣
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により平成二十二年四月二日限り退職　鷲見　修
地方更生保護委員会委員（中部地方更生保護委員会委員）に任命する　竹中　力
地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する（以上四月二日）　矢羽田　久昭
地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）　斎藤　清彦
地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する（以上四月三日）
（大阪入国管理局警備監理官）
法務事務官（入国者収容所西日本入国管理センター所長）に昇任させる　清　宣英
入国者収容所大村入国管理センター所長に配置換する（以上四月十日）

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３３号
北海道砂川市西６条南11丁目４番18号
債務者　石三　与一
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
北海道赤平市西豊里町342番地
債務者　大橋久美子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
北海道滝川市屯田町西１丁目３番７号
債務者　佐伯ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
北海道赤平市若木町南３丁目３番地
債務者　越田　郁恵
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
北海道北見市西富町３丁目１番６号
債務者　城市ひろ子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
北海道北見市北進町５丁目４番37号
債務者　鈴木　邦彦
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
北海道北見市北進町５丁目４番37号
債務者　鈴木　里佳
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
北海道北見市幸町６丁目１番14号　からまつ荘
債務者　川上由美子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
北海道北見市西富町３丁目１番６号
債務者　城市ひろ子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係